

事務連絡
令和元年6月26日

各地方農政局農村振興部防災課長
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長
北海道開発局農業水産部農業整備課長
北海道農政部農村整備課長

} 殿

農村振興局整備部防災課
課長補佐（災害班）

台風第3号（現在は熱帯低気圧）接近に伴う事前点検及び被災箇所における
応急対策の実施について

台風第3号（現在は熱帯低気圧）の接近に伴い、大雨、強風及び高潮等による農地・
農業用施設等の被害が予想されるところである。

については、今後の台風情報に十分注意の上、農地・農業用施設等の事前点検、台風通過後
の被災調査等について、下記に留意して万全の措置を講じられたい。

なお、貴局管内の県へ周知するとともに、県を通じて関係市町村等へ周知されるよう
依頼方よろしくお願ひする。

記

- 1 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に
注意し、事前に農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- 2 台風通過中や通過直後においては、急な降雨や突風、さらには吹き返し等もあり、
農地・農業用施設等の見回りは行わないこと。
- 3 台風通過後の被災調査（施設の見回り等）においては、人命が最優先であり、危
険な箇所の調査は無理に実施せず、安全が確認された後に行うなど、被災地の状況
を十分判断し実施すること。
- 4 大規模災害が発生した際には、「大規模災害時におけるダム・ため池等被災情報の
緊急連絡について」（平成29年10月27日付け事務連絡）に基づき、迅速かつ確実
に農村振興局防災課災害対策室まで報告を行うこと。
- 5 ため池については、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領について」
(平成30年7月2日付け30農振第1228号防災課長通知)に基づき、事前防災・減災
対策に努めること。緊急点検の実施に当たっては、危険と判断される場合には行わ
ず、身の安全を十分に確保できる場合に実施するものとする。なお、下流等への被
害が予測される場合には、関係集落、消防団等に急報すること。

- 6 平成30年7月豪雨では、西日本を中心として多くのため池が決壊し、ため池の下流に甚大な被害を与えたことを踏まえ、「ため池防災支援システム」等の降雨予測を活用し、ため池の空き容量を確保するため、貯留水の事前に放流に努めること。
- 7 特に「全国ため池緊急点検の実施について」（平成30年7月19日付け30農振第1374号整備部長通知）に基づく緊急点検により、応急措置を講じたため池については、重点的に巡視及び点検に努めること。
- 8 農地・農業用施設等の被害に関する初期情報収集、緊急概査及び応急対策、災害復旧等の技術支援が必要な場合には、農業農村灾害緊急派遣隊（通称 MAF F - S A T）による緊急派遣調査を実施する等、早期復旧に向けた支援を行うこと。
- 9 二次災害による増破防止又は作物被害を防止するため、緊急に着工を要する箇所については、災害復旧事業の査定前着工（応急仮工事、応急本工事）を積極的に活用するなど、万全の措置を講ずること。